

品川区奨学金事務取扱要綱

制定 平成30年3月30日 区長決定 要綱第139号
改正 令和2年4月1日 区長決定 要綱第101号
改正 令和8年4月1日 区長決定 要綱第131号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区奨学金貸付条例(昭和61年品川区条例第13号。以下「条例」という。)および品川区奨学金貸付条例施行規則(昭和61年品川区規則第8号。以下「規則」という。)に基づき実施する品川区奨学金事業の円滑かつ適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例および規則において使用する用語の例による。

(貸付額)

第3条 奨学金の貸付額は、1万円を単位とする。

2 在学応援資金の貸付けは年度単位で行うものとし、1年度における貸付額は、30万円を上限とする。

(申請者の経済状況)

第4条 条例第3条第1項第1号および同条第2項第1号に規定する経済的に修学等が困難な者であるかの審査は、申請者の保護者1人のみ所得がある世帯または保護者およびその配偶者が共に所得がある世帯について、申請があった年度の前年度における世帯の区市町村民税課税標準額等により行うものとし、基準となる区市町村民税課税標準額等は別に定める。

(外国人住民の居住状況)

第5条 条例第3条における居住状況について、申請者およびその保護者等が外国籍の場合にあっては、次に掲げる在留資格を有する者であること、在留期間および在留期間の満了日を確認するものとする。

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等または永住者の配偶者等
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第2の定住者

(生活保護受給者からの申請)

第6条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者が奨学金を申請する場合にあっては、その使途等について福祉事務所長の意見を区長に提出しなければならない。

（在学応援資金の貸付対象経費）

第7条 在学応援資金の貸付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- （1）修学に関する費用 学納金（教育拡充費、施設整備費、教材費、行事費、修学旅行費、校外学習費）、学習塾代、検定料、模試代、参考書代、問題集代、区または学校が主催もしくは推薦する体験活動費ならびに専門学科および選択科目に付随する受講料
 - （2）修学に付随する課外活動等に関する費用 部活動に係わる経費、学校内で行われる課外活動費（生徒会活動、学校行事等）および学校外で行われる課外活動費（ボランティア活動、地域活動等）
- 2 前項に規定する対象経費は、入学金、授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項に規定する就学支援金の年額）、滞納および先払い分の学納金、寄付金、PTA会費、父母会費、交通費、日用品費ならびに授業に付随しない受講料を含まないものとする。

（在学応援資金の貸付審査）

第8条 在学応援資金の貸付審査は、申請書類の内容、作文および面接による総合評価とする。

- 2 区長は、条例第5条に基づき、申請書類の内容による作文評価および面接評価を行い、品川区奨学金運営委員会（以下「運営委員会」という。）への諮問、答申を経て奨学生を決定する。
- 3 作文評価と面接評価は、それぞれ独立して行う。
- 4 作文評価は、目標、行動計画、使途、独創性および文法・語法・表現力を評価する。
- 5 面接評価は、目標、行動計画、使途、独創性、文法・語法・表現力および人物を評価する。
- 6 前2項の評価は、運営委員会の委員または区長が認めた者によって行うものとする。
- 7 面接を受けなかった者については、辞退とみなす。

（在学応援資金の貸付審査順位）

第9条 在学応援資金の貸付審査は、作文評価および面接評価の合計点の高い順に行う。

（入学準備金の貸付審査）

第10条 入学準備金の貸付審査は、申請書類の内容および貸付けを受けようとする者への聴取によるものとする。

- 2 区長は、条例第5条に基づき、申請書類の内容および貸付けを受けようとする者への聴取により、運営委員会への諮問、答申を経て貸付けを決定する。

(奨学金の使途報告)

第11条 奨学金の貸付けを受けた者は、使途を記載した書面に領収書等支払の事実を確認することができる書面を添付し、区長に提出しなければならない。

(在学応援資金の返還免除審査)

第12条 在学応援資金の返還金の免除の評価は、申請書類の内容および面接による総合評価とする。

2 面接評価は、成果、取組・経験、変化、独創性、文法・語法・表現力および人物を評価する。

3 前項の評価は、複数名によって行うものとし、その構成は、運営委員会の委員または区長が認めた者によって行うものとする。

4 区長は、申請書類の内容、第2項の面接評価を用い、運営委員会への諮問、答申を経て免除内容を決定する。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。